

(仮称) 老上第二小学校建設工事(校舎棟他・体育館)について

◎契約金額

工事種別	契約金額(円)	請負業者
建築 校舎部分	2, 192, 400, 000	岐建・奥村特定建設工事共同企業体
建築 体育館部分	442, 800, 000	株式会社 千商
電気設備	332, 640, 000	東海・中島建設工業共同企業体
機械設備	390, 960, 000	大崎・草津建設工事共同企業体
工事監理	34, 560, 000	株式会社東畑建築事務所

◎工事期限 平成28年2月29日

◎工事場所 滋賀県草津市矢橋町地先

◎工事内容

小学校の新設

(建築部分)

校舎棟 2階建て

普通教室棟 木造

管理棟 鉄骨造

体育館棟 1階建て

鉄筋コンクリート造 一部(屋根架構)木造

プール棟 1階建て

鉄筋コンクリート造

グラウンド

(機械部分)

空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給配水設備

消火設備、ガス設備、循環ろ過設備

(電気部分)

高圧受電設備、電灯動力幹線設備、動力設備、電灯コンセント設備

構内情報通信網設備、拡声設備、呼出設備、消防設備

太陽光発電設備、雷保護設備

(監理部分)

上記工事の監理

第2次 草津市子ども読書活動推進計画

平成27年3月

草津市教育委員会

第1章 はじめに

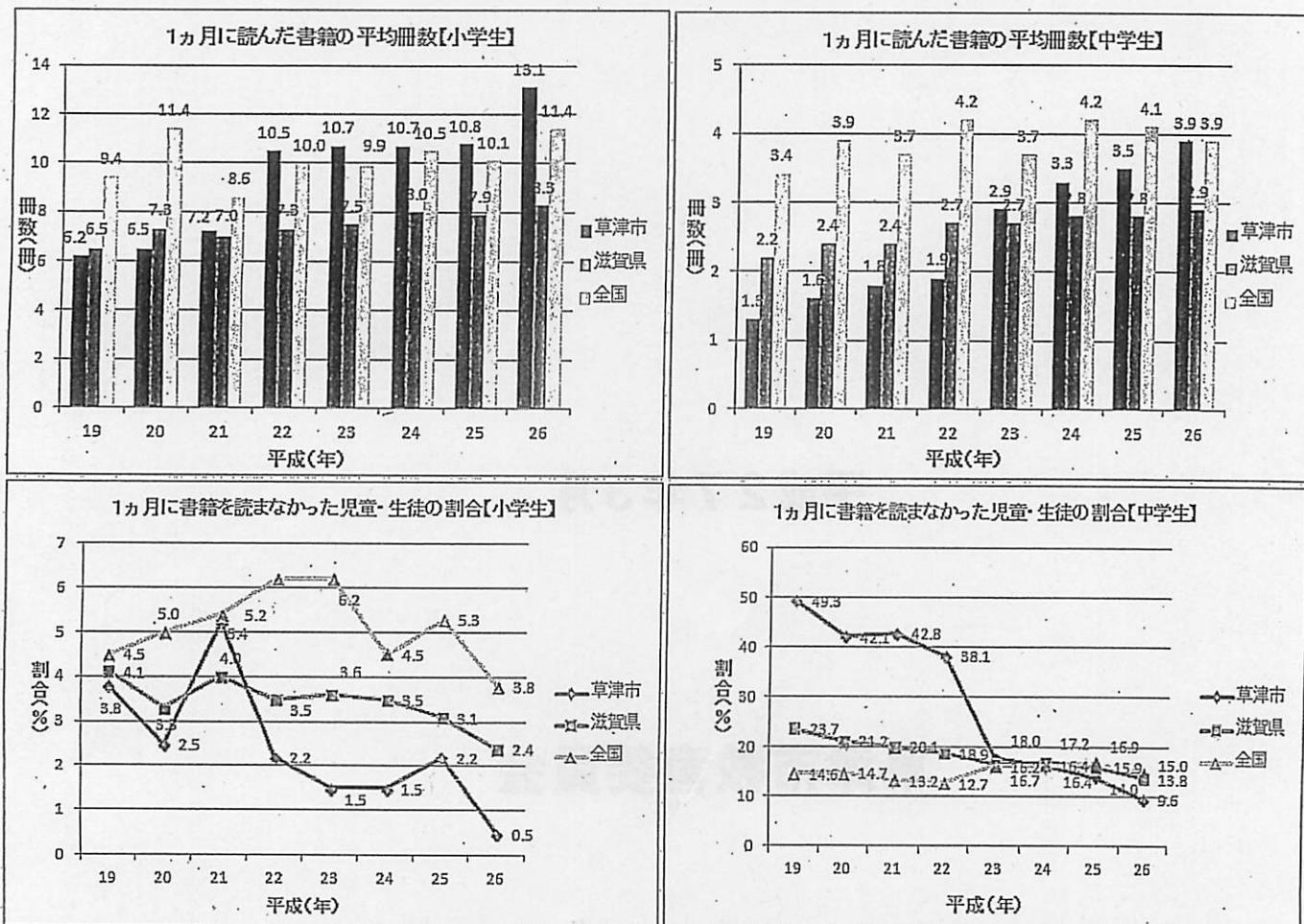
1. 子どもの読書活動の現状

近年、テレビやインターネット、メールやSNS^{*1}などが普及する中、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」やコミュニケーション不足による問題解決能力の低下が指摘されています。

子どもの読書活動は、新しい知識や情報を与えてくれるだけでなく、未知の世界や物事に対する想像力をかき立て、言葉を通して思考力や表現力を養い、豊かな感性や情操、思いやりの心をはぐくむなど、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。このことから、子どもたちに、読書に親しむ生活習慣を形成させることはとても大切なことです。

子どもの読書活動は、平成26年に実施された「第60回読書調査（全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年実施）」によりますと、1カ月間に読んだ本の平均冊数が、小学生で11.4冊、中学生で3.9冊となっています。

また、本を1冊も読まなかった児童生徒の割合は、小学生3.8%、中学生15.0%となっています。



《子どもの読書活動に関する調査における本市と国・県の比較》

これは、平成19年に実施された第53回調査（「第1次草津市子ども読書推進計画」策定時）と比較すると1カ月間に読んだ本の平均冊数は、小学生で2.0冊、中学生で0.5冊増加しており、また本を1冊も読まなかった児童生徒の割合については、小学生で0.7%減少している一方で、中学生では0.4%増加しています。

また、平成26年度の「子どもの読書活動に関する調査²（滋賀県教育委員会調査）」では、県内の小学校4年生～中学校3年生のうち、1カ月間に読んだ本の平均冊数は、小学生8.3冊、中学生2.9冊であり、また本を1冊も読まなかった児童生徒の割合は、小学生で2.4%、中学生で13.8%となっています。

本市では、1カ月間に読んだ本の平均冊数は、小学生で13.1冊、中学生で3.9冊となっており、また、本を1冊も読まなかった児童生徒の割合は、小学生0.5%、中学生9.6%となっています。

これは、平成19年に実施された同調査と比較すると、1カ月間に読んだ本の平均冊数は、小学生で6.9冊、中学生で2.6冊増加するとともに、本を1冊も読まなかった児童生徒の割合については、小学生で3.3%、中学生で39.7%減少するなど、大幅な改善が見られるように、近年の小・中学生の読書冊数の上昇、および本を1冊も読まなかった児童生徒の割合の減少は、全国平均を上回る積極的な読書活動がみられ、子どもの読書への取組みの成果が表れてきていると考えられます。

しかし、学年が進むにつれて、読書離れが進む傾向は改善されておらず、また、平成26年度の「全国学力・学習状況調査」³からも読書に対する興味や関心は全国平均と比較するとやや低いことがうかがえることから、今後は子どもたちが読書の楽しさを知り、読書が大好きになるよう、家庭、地域、学校、図書館等において読書に親しむ生活習慣を形成させることが必要です。

2. 計画策定の経緯

平成12年に行われた経済協力開発機構（OECD）による「生徒の学習到達度調査」（PISA）⁴によれば、高校1年生の「趣味として読書をしない」と答えた割合は、OECD平均では31.7%なのに対し、日本では55%であり、他のOECD国と比較すると、日本の生徒の読書への関心の低さが調査結果として表されました。

このような中、国では子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、これを契機に、子どもの読書活動の取組みを推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。さらに、同法に基づき、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校、図書館において、読書環境の整備を進めることを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第1次：平成14年、第2次：平成20年）」が策定され、その後この基本計画における課題、諸情勢の変化などを調査した上で、平成25年に「子どもの読書

活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」が策定されました。

滋賀県では、平成17年に県内の子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成26年12月に「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」の策定が行われました。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」および「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本とし、市内の子どもの読書活動推進の現状を踏まえ、平成20年3月に「草津市子ども読書活動推進計画」を策定しましたが、このたび、5年間にわたって取組んできた成果や課題を検証し、本市の新たな読書活動の発展のため、「第2次草津市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

※1「SNS」(Social Networking Service) 人と人とのつながりを促進・サポートする「Facebook」や「LINE」等のインターネット上でコミュニティを構築するサービス

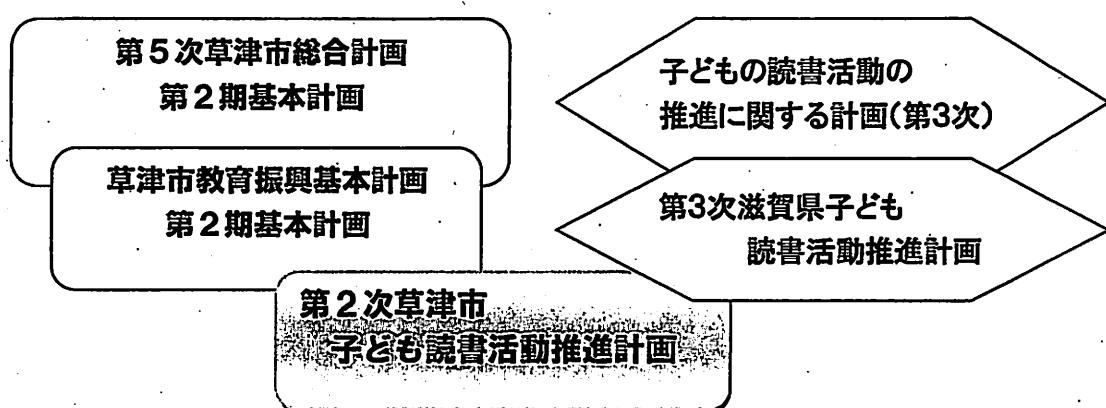
※2「子どもの読書活動に関する調査」 毎年、小学校4年生～高校3年生の5月の1カ月間の読書量を6月第1週に調査するもの

※3「全国学力・学習状況調査」 平成19年度から文部科学省により、小学校6年生、中学校3年生を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施するもの

※4「生徒の学習到達度調査」(PISA) O E C D加盟国の多くで義務教育の終了段階にある15歳の生徒を対象に、読み解力、数学知識、科学知識、問題解決を調査するもの

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第5次草津市総合計画」および「草津市教育振興基本計画」を上位計画とし、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する取組みや方向性を示す施策分野別計画として位置づけるものです。



第2章 第1次計画期間における取組み

1. 取組みにおける成果

第1次計画期間において、子どもの発達段階に応じて、自主的な読書活動を推進するため、次の3つを基本方針とし、取組みを進めてきました。

【基本方針】

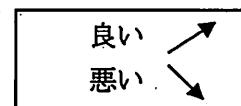
- ①子どもが読書に親しむ場づくり
- ②家庭、地域、学校等の連携の促進
- ③子どもの読書活動関係団体、ボランティア団体等のネットワーク化・情報発信の推進

本市においては、子どもの読書に関わる活動を推進していく上で、家庭、地域、学校、図書館と連携し、子どもの読書環境を豊かなものにするよう努めてきました。

その結果、本に触れる機会が増加したことなどから、読書量が増え不読者率が低下するなど大きな成果をあげました。

【指標からみた評価】

	指標名	第1次 策定時数値 (H19)	現状	評価	【参考】 第1次 目標値
1	草津市内の児童生徒が1カ月に読んだ書籍の平均冊数	小学校	6. 2冊	13. 1冊 [H26]	↗ 6. 5冊
		中学校	1. 3冊	3. 9冊 [H26]	↗ 2. 2冊
2	1カ月に書籍を読まなかった児童生徒の割合	小学校	3. 8%	0. 5% [H26]	↗ 3. 5%
		中学校	49. 3%	9. 6% [H26]	↗ 35. 0%
3	市民1人が市立図書館で年間に借りている図書冊数		10. 9冊	10. 0冊 [H25]	↘ 12. 0冊
4	児童図書の市立図書館での年間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）		20. 4冊	22. 1冊 [H25]	↗ 24. 0冊
5	児童図書の市立図書館での蔵書冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	6. 5冊	7. 1冊 [H25]	↗ 7. 0冊	



【主な成果】

①子どもが読書に親しむ場づくり

- ・ブックスタート事業^{*1}やブックトークコンサートを開催するなど、幼少期から読書に親しむ機会の提供を行い、家庭での読書活動の重要性を伝えることができました。
- ・すべての小・中学校に司書（学校司書^{*2}）を配置するとともに、学校図書館資料のデータベース化を実施し、パソコンによる蔵書管理や貸出し業務を行うことで、学校図書館の環境が充実し、本に触れる機会が大幅に増加しました。また不読率が低下し、読書量も増加しました。
- ・図書館による、絵本の読み聞かせや学校に出向いての出張ブックトーク等を実施することで、児童図書の年間貸出冊数が年々増加しました。

②家庭、地域、学校等の連携の促進

- ・平成23年度から「読書大好き草津の子ども」推進事業^{*3}として、家庭、学校、図書館が連携して、子どもの読書の質量とともに充実を図りました。

③子ども読書活動関係団体、ボランティア団体等のネットワーク化・情報発信の推進

- ・図書館において学校図書館ボランティアの交流会を実施し、情報交換に努めることで、学校図書館ボランティアの活動が活発になりました。

※1 「ブックスタート事業」 生後6ヶ月の乳児のいる家庭を訪問し、保育士が読み聞かせ体験と共に絵本を手渡し、絵本を介して、子どもと保護者が心ふれあう時間を持つきっかけをつくる事業

※2 「学校司書」 司書教諭等と連携・協力し、学校図書館の運営・活用に関する専門的業務を担当する事務職員

※3 「読書大好き草津の子ども」推進事業 子どもたちが読書に興味・関心を持ち本に親しむ習慣がつくよう、学校図書館への司書の配置や読書指導の充実、学校と図書館との連携、家庭への啓発事業等幅広い取組みで、平成23年から始めた、子ども読書の質量とともに充実を図る事業

2. 取組みにおける課題

第1次計画期間中の取組みについては、関係機関の連携・協力のもと、子どもの読書活動への取組みは成果をあげていますが、一方で課題も明らかになりました。

全国的に学年があがるにつれて、子どもたちの読書離れが進む傾向にありますが、本市においても同様の傾向がうかがえます。また、平成26年度の「全国学力・学習状況調査」の子どもの読書に関する調査結果から、本市と全国平均を比較した場合、「読書が好き」、「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合が低い状況にあり、本市の子どもたちは読書量が多いが、読書に対する興味や関心はやや低いことがうかがえます。

のことからも、子どもたちが本に出会うための機会の拡大と、さらなる読書への興味や関心を持つことができる取組みが必要です。

【主な課題】

①子どもが読書に親しむ場づくり

- ・子どもたちが読書への興味や関心を引き続き持つことができるよう、発達段階にあった図書の整備が必要です。
- ・学校図書館の利用を促進する必要があります。そのため、司書教諭・学校司書・学校図書館運営センター・ボランティアが連携し、学校図書館の運営にあたるための時間を確保していく必要があります。
- ・子どもの読書習慣は、保護者など身近な大人とふれあいながら本を読み、その楽しさを理解することで形成されます。このことから、保護者や子どもをとりまく大人たちが、乳幼児期における子どもの読書活動の重要性について理解を深め、さらなる関心を高める取組みを進めることができます。

②家庭、地域、学校、図書館等の連携の促進

- ・価値観が多様化している現代において、市関係部署と連携し、多くの保護者に子どもの読書活動の重要性について理解、関心を深めてもらう必要があります。

③子ども読書活動関係団体、ボランティア団体等のネットワーク化・情報発信の推進

- ・読書ボランティアの人数確保、継続性を図るために、人材の育成が必要です。

第3章 計画の基本目標

1. 基本目標

「楽しく読書できる環境を整え、読書が大好きな草津の子どもたちを育てよう」

2. 基本方針

読書に興味と関心を持ち、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成をめざし、子どもたちの読書活動を総合的に推進するため、「読書大好き草津の子ども」推進事業に取組み、子どもも読書の質量とともに充実を図ります。

(1) 本との出会いと読書に親しむ環境づくり

家庭、地域、学校、図書館等において、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、その読書活動を広げることが大切です。

そのために、身近に本とふれあうことができるような機会の提供とともに、適切な本にめぐり会えるよう、施設や設備、および子どもと本をつなぐ役割を果たす人材の育成など本に親しむ環境づくりに努めます。

(2) 家庭、地域、学校、図書館等の連携による読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館等がそれぞれの役割を果たし、読書ボランティア等の民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められています。

そのため、家庭、地域、学校、図書館をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図る取組みを進めます。

また、図書館と学校図書館との一層の連携・協力体制を確立し、子どもの読書活動の推進を図ります。

(3) 子どもの読書情報の提供と理解や関心を高める普及・啓発と推進

保護者をはじめ、子どもに関わる大人が、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めるための、読書に関する情報の提供に努めるとともに、4月23日の「子ども読書の日」を中心とした、さまざまな普及・啓発活動に努めます。

3. 計画の期間

平成27年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

《家庭・地域》

家庭教育の啓発

- ・ブックスタート事業
- ・家庭読書（家読）の推進
- ・子どもが輝く
ブックトークコンサートの実施

《図書館》

家庭・学校・地域との連携

- ・子ども向け事業の充実
(おはなしのじかん、おはなし会等)
- ・未就学児とその保護者を対象にした
「図書館デビュー」
- ・学校への巡回図書事業『ブックン』
- ・出張ブックトーク
- ・学校図書館ボランティア交流会

豊かな心の育成と学力の向上

《小・中学校》

学力の向上・読書活動の推進

- ・学校図書の充実
- ・学校図書館運営支援事業
- ・学校図書館運営センター配置
- ・学校図書館ボランティアとの連携

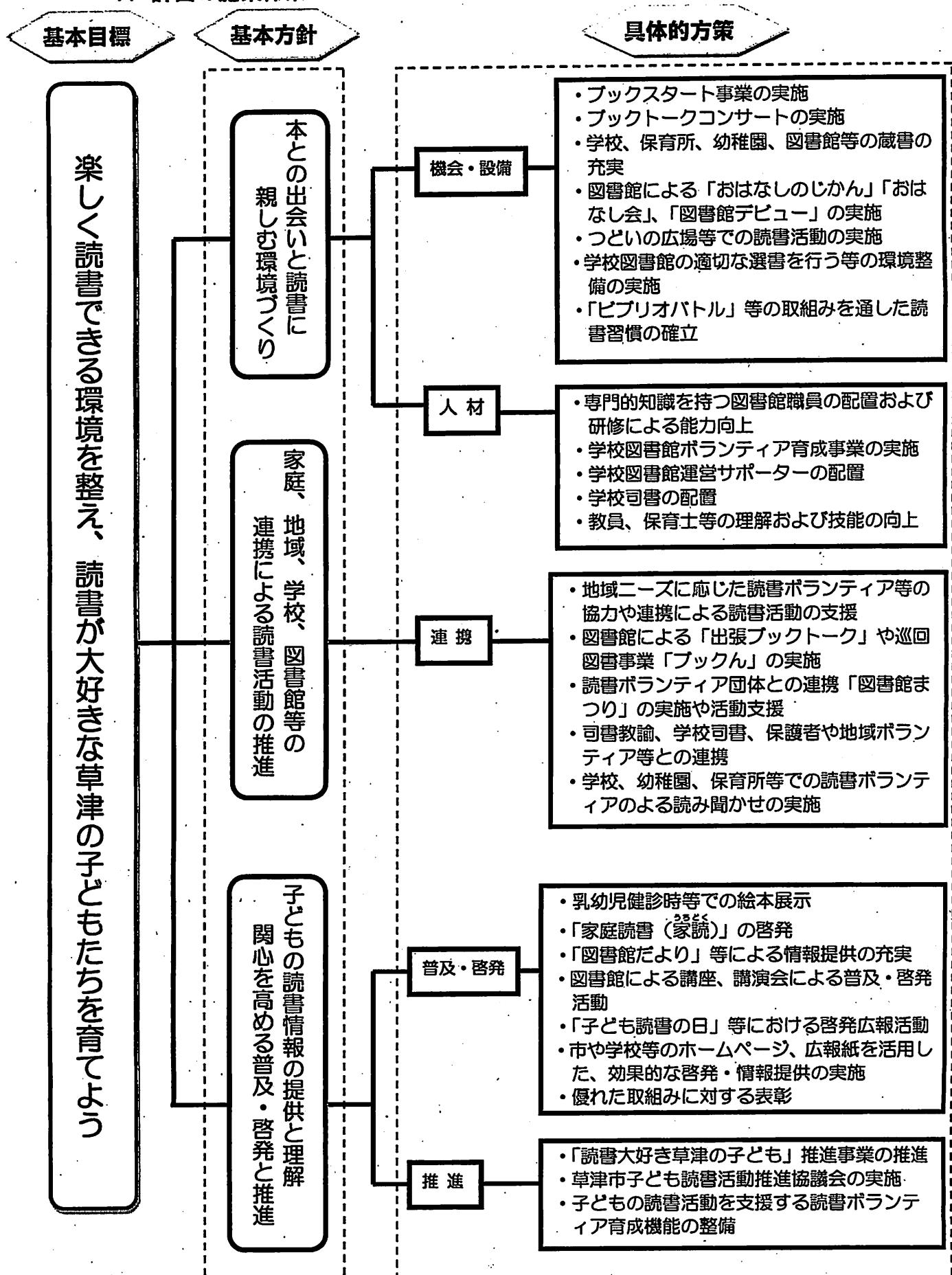
《保育所・幼稚園》

学力の基礎・読書習慣の基礎作り

- ・読書環境の整備
- ・保護者や読書ボランティア
との連携

《「読書大好き草津の子ども」推進事業体系図》

4. 計画の施策体系



第4章 子どもの読書活動推進の方策

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもが幼いころから読書習慣を身につけていく上で、家庭は最も身近で大切な場所であり、子どもの発達に応じて読み聞かせや、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが生活の中で本に親しむ機会を提供することが重要です。

しかし、本市においても核家族世帯や共働き世帯が増加する等、子どもを取り巻く環境の変化や、テレビやゲーム、インターネット等の情報メディアの発展・多様化によることから、「読書離れ」「活字離れ」が憂慮されています。

そのため、本市では家庭での子どもの読書活動の啓発のため、乳幼児期から読書に親しむきっかけづくりとして、ブックスタート事業を実施するとともに、家族で参加できる読み聞かせ会などを、市広報紙やホームページで呼びかけています。

引き続き、子どもの自主的な読書活動を習慣とするため、子どもの本への関心を高め、日常的に読書を楽しむことができるよう、家庭、地域、学校、図書館等が連携を図りながら、家庭における子どもの読書活動の支援を働きかけていく必要があります。

【今後の取組み】

①乳幼児期等における啓発及び情報提供

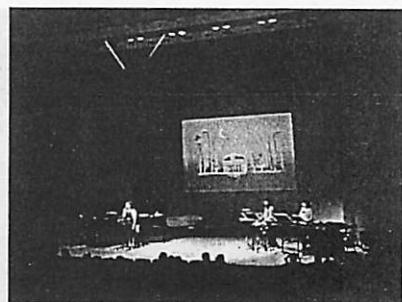
- ・乳幼児健診時に絵本の読み聞かせの大切さや絵本に親しむ機会等の啓発に努めます。
- ・すこやか訪問（2回目）^{*1}時にブックスタート事業として、乳幼児のこころをはぐくむ絵本や読み聞かせの本が掲載されたパンフレットを配布する等、絵本に触れる機会を提供します。

②家庭での家族ぐるみでの読書の推進

- ・図書館やつどいの広場^{*2}、さわやか保健センター、草津アミカホール等で、家族で参加できる読み聞かせ会やブックトークコンサート等本に親しめる場を設け、家庭で読書する機会づくりを促進します。
- ・読書を通じて、家庭のコミュニケーションを図る「家庭読書（蒙説）」^{*3}の啓発に努めます。
- ・家庭において充実した読書ができるよう保護者に環境づくりを促し、その支援として、学校、図書館等の蔵書の充実に努めます。



《ブックスタート事業》



《ブックトークコンサート》

※1「すこやか訪問（2回目）」 生後6カ月からおおむね1歳未満の乳児がいる家庭を対象に、保育士が家庭を訪問する事業

※2「つどいの広場」 おおむね3歳未満の子育て家庭が気軽に集い、子どもの育ちや思いを語り合い、交流するための広場

※3「家庭読書（家読）」 家族で読書の習慣を共有し、また、本を媒介として家族のコミュニケーションを深めること

2. 地域における子どもの読書活動の推進

（1）図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本市は市立図書館、南草津図書館の2館を設置しています。また、移動図書館車（わかくさ号）を保有し、市内14カ所を巡回しています。その中には保育所、幼稚園を含んでおり、子どもたちにも利用しやすい環境づくりに努めています。また、図書館の広域利用を目的に、守山市、栗東市、野洲市と湖南地域広域利用を行っており、栗東市、野洲市各2館、守山市1館の計5館も利用することができます。

本市の図書館は、平成25年度の蔵書数は、約48万5千冊、うち児童書数は約11万3千冊で全体の23%にあたり、児童書の貸出冊数は年間38万冊を超えています。これは、「草津市子ども読書活動推進計画」の策定に基づいた取組みを進めてきたことや、専門的知識を持った児童サービス担当司書を配置し、継続した研修を行い、育成することに力を注いだことから、児童図書の利用増に確実に結びついています。

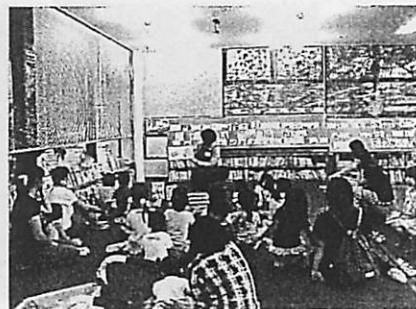
図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所です。求める本、資料、情報が容易に入手できるように、サービスをさらに充実させることが求められます。そのためにも市関係部署との連携が不可欠になります。

本市では、平成23年度から「読書大好き草津の子ども」推進事業に取り組み、子どもたちが読書に興味や関心を持ち本に親しむ習慣が身につくよう、市関係部署が連携して子ども読書活動推進に努めています。

図書館では、資料の充実のほか、子ども読書活動に関する情報の収集・提供を行うとともに、子ども読書活動を推進するために、館内での絵本の読み聞かせや紙芝居等の「おはなしのじかん」やストーリーテリング^{*1}を行う「おはなし会」、人形劇を行う夏・冬・春休みの「子どものつどい」、要望に応じて図書館以外の場所に出向き、子どもたちやその保護者等を行うブックトーク^{*2}、その他講座や講演会等のさまざまな事業を行ってきました。



《移動図書館車での貸出し》



《図書によるおはなし会》

このような取組みの結果、貸出冊数に占める児童書の割合は、平成20年度の26.6%から徐々に上昇し、平成25年度には31.1%となりました。この数値は全国平均26.3%（平成23年度文部科学省社会教育調査）からみても高く、家庭、地域、学校、図書館等の連携を推進してきたことによる成果であると考えることができます。

さらに、平成25年度から学校連携事業を強化し、小学校への巡回図書事業「ブックン」^{*3}や小・中学校への「出張ブックトーク」等を開始しました。今後のさらなる連携事業や図書館の取組みを充実させ、子ども読書推進の向上に努めているところです。

また読書ボランティアや図書館関係団体等が、学校や保育所等で行っている事業も多くあります。これらの活動を支えるために、図書館は会議室等の施設を提供しています。



《巡回図書事業「ブックン」》



《出張ブックトーク》

【今後の取組み】

①資料の充実

図書館において、既存資料の整理を行うとともに、児童書のさらなる充実を図り、手に取りたくなるような読書環境の整備に努めます。また、障害のある子どもたちや外国人児童の利用にも応えられるよう、幅広い資料収集に努めます。

②図書館PRと利用者の拡大

子どもたちが、読書の楽しみや学習内容を深め、課題解決に利用できる場として図書館を身近に感じ、利用してもらえるようPRし、子どもの新規利用者を増やします。

③子どもと本をつなぐ事業の充実

図書館は、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるよう、「おはなしのじかん」や「おはなし会」等の行事を開催し、子どもたちに本の楽しさやおもしろさを伝える機会を提供します。

また、未就学児とその保護者を対象にした「図書館デビュー」^{*4}のほか、小・中学校への「出張ブックトーク」や小学校への巡回図書事業「ブックン」等を実施することで、より多くの子どもたちに本への興味や関心を喚起して、図書館の利用促進に努めます。

④年齢に応じた子ども向けサービスの充実・強化

乳幼児向けの「おはなしのじかん」や小学校中学年以上向けにストーリーテリング、「こわいおはなし会」実施、またヤングアダルト^{*5}向けの資料の整備等、年齢に応じた利用促進のためのサービスの充実・強化に努めます。

⑤子どもの本に関する情報提供の充実

子どもの本に関するレファレンス（調査・相談）機能を充実させ、質問や相談に応えます。

また、毎月発行の「こどものしゅうへん」をインターネットにアップし、本の紹介や新着図書等読書案内のための資料整備を図り、情報提供の充実を図ります。

⑥学校、幼稚園、保育所との連携

図書館は、学校、幼稚園、保育所等で行っている読書活動への支援をさらに充実させるため、お互いの情報を交換しながらより良い連携方法を提案・検討し実施します。

また、「ブックン」や「出張ブックトーク」等の学校図書館への支援や学校図書館ボランティアの育成支援についても充実させます。

⑦関係団体・ボランティア団体の活動支援

図書館関係団体や子どもの読書に関わるボランティア団体と連携・協力し、「図書館まつり」の実施やおはなし会、点訳・音訳ボランティア、学校図書館ボランティア等の活動内容の充実や発展のために支援・協力を行います。

⑧図書館職員の能力向上

子どもと本をつなぐ上で重要な役割を果たす図書館職員は、専門的知識や技術を研鑽し、その経験を生かせるよう内部研修を定期的に実施するとともに、外部研修についても積極的に研修を受け、能力向上に努めます。

※1 「ストーリーテリング」 素話(すばなし) 話し手が物語を覚えて語り聞かせること

※2 「ブックトーク」 あるテーマにそって、何冊かの本の内容を紹介すること

※3 巡回図書事業「ブックン」「環境・算数」「滋賀の作家」「写真集と絵本・紙芝居」「教科書に出てくる作家の本」の4種類、13セット（約2,000冊）を市内13小学校へ学期毎に巡回する学校連携事業

※4 「図書館デビュー」 未就学児とその保護者を対象にした図書館の利用案内事業

※5 「ヤングアダルト」 主に中高生の年齢層を指し、この年齢層を対象とした図書の利用促進サービスを「ヤングアダルトサービス」という

(2) その他公共施設における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもにとって、さまざまな機会を通じて本に接することは、読書の楽しさを知る上で大切です。本市では、ブックトークコンサートや絵本・紙芝居の読み聞かせを実施する等、図書館や草津アミカホール、つどいの広場等、市内各施設がそれぞれの特色を生かしながら、読書に関連した催しを行っています。

また、本市は各小学校区に1カ所、合計13の市民センターを設置していますが、市民センターの社会的役割が変化してきている今日、本市においても、さまざまな地域活動の拠点となっています。子どもの読書活動に関しては、いくつかの市民センターにおいては、地域の読書ボランティアや子育てサークル

による本の読み聞かせ等、子どもの読書活動への支援活動が行われています。引き続き、地域における子育て世代、子どもの読書活動の支援を働きかけていく必要があります。

【今後の取組み】

①子どもと保護者への読書活動の場の提供

草津アミカホールやつどいの広場等で、家族で参加できる本の読み聞かせ会やブックトークコンサート等、本に親しめる場を設け、家庭で読書する機会づくりを促進します。

②ボランティアによる活動の支援

地域ニーズに応じたボランティア等の協力や連携による本の読み聞かせなどのや読書活動の支援に努めます。

保護者に子どもの読書活動の重要性を伝えるとともに、子ども対象の講座・教室等の事業内容に応じ、書籍・資料の展示、活用を積極的に行い、子どもの読書活動のきっかけづくりを行います。

③各種情報の提供

子どもの読書活動に関する啓発資料を窓口に設置し、市民への情報提供に努めます。



《読書ボランティアによる
市民センターでの読み聞かせ会》



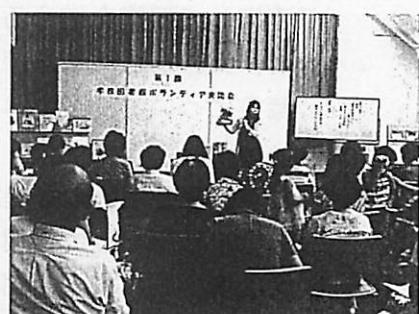
《つどいの広場での読み聞かせ会》

(3) 読書ボランティアや読書に関わる団体等による子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

読書ボランティアや文庫活動^{*1}等の読書に関わる団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供する等、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

しかし、少人数での活動や参加者の減少を課題としている団体も多く、子どもを対象とした読書ボランティアとの情報交換や研修の機会を設ける等、連携しながら活動内容を充実させていくことが必要となります。



《図書館による学校図書館ボランティア育成事業》

【今後の取組み】

①読書ボランティアや読書に関わる団体等の育成

活動している人やこれから活動しようとする人を支援し、応援できる体制づくりを進めます。

②学校、図書館、ボランティア団体等との連携

子どもの読書離れを防ぐため、学校、図書館、ボランティア団体等と情報交換や研修の機会を設ける等により連携を進めます。

※1 「文庫活動」 図書の閲覧、貸出、その他を行っている民間の運動を総称してい。特に子どもを対象に、住民有志が行っている例が多く、地域文庫、子ども文庫等ということが多い。

3. 学校や保育所、幼稚園における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけさせる上で大きな役割を担っています。国語科をはじめとする教科や総合的な学習の時間等の調べ学習、本の読み聞かせ、ブックトーク、読書感想文コンクール等、子どもたちは小・中学校で多様な読書に関わる体験を重ねています。

また、学級や全校で一斉に読書をする「朝読書」の活動にも取組んでいます。この「朝読書」は、取組み方に違いはありますが、すべての小・中学校で実施しており、本市の読書活動の大きな原動力となっています。さらに平成25年度からは新たに「ビブリオバトル」^{※1}に取組んでいます。

小学生の段階で本に親しむ習慣が身についているかどうかが、中学生以降の読書習慣や読書量に大きく影響することから、小学校からの継続した取組みを大切にしています。

本市では、平成18年度から小・中学校の学校図書館資料のデータベース化を計画的に進め、現在すべての小・中学校でパソコンによる蔵書管理や貸出し業務を行っています。これにより、学校図書館の環境や開館できる日時が安定し、充実した学校図書館運営が可能となりました。さらに、平成23年度から「読書大好き草津の子ども」推進事業の一環として、すべての小・中学校に司書（学校司書）を配置することで、各校の学校図書館への来館者数が大幅に増加しました。また、教科や総合的な学習の時間等に、担任と司書（学校司書）が連携して授業を進める学校も増加するなど、児童・生徒の読書の質・量の向上に、大きな成果をあげています。

蔵書については、すべての小・中学校に計画的に配書し、蔵書の充足に努めています。

また、読書活動の推進として図書館の団体貸出制度を活用し、テーマに合った図書を学級単位で借用し、読書活動の推進に活用している例も多くあります。読書環境として校内の廊下に図書コーナーを設けたり、学級文庫として数十冊を貸出したり、より身近に図書を備え、各校で工夫したさまざまな取組みを実施しています。

さらに、全小・中学校においては、保護者や地域の人との連携が進み、学校図書館ボランティアの活動が読書活動の充実を支えています。司書教諭^{*2}・学校司書・学校図書館運営サポーター・ボランティアが連携し、子どもたちが訪れたくなる学校図書館をめざして、季節の変化や行事の内容を取り入れた読書コーナーの設置、また学校図書館の壁面掲示や読み聞かせ等の活発な活動を行っています。



《学校図書館での貸出し》



《ビブリオバトル》

また本市では、すべての市立小学校等に電子黒板やタブレットPC等のICT機器を導入し、児童生徒の学習意欲の向上とともに、子どもの読書活動の推進に努めています。

一方で、課題としては、各校の司書教諭が、学級担任等と兼務しており、学校図書館の「読書センター」^{*4}や「学習情報センター」^{*5}の役割が十分に機能できていないことから、今後、学校図書館の利用促進を図るには、学校図書館の運営を中心的に担う司書教諭を専任で配置することや、司書教諭・学校司書・学校図書館運営サポーター・ボランティアが連携し、学校図書館の運営にあたるための時間を確保していく必要があります。

【今後の取組み】

①読書習慣の形成

児童生徒に、学校図書館を活用する授業を工夫し、図書館および資料の利用法を習得させることにより、主体的に学習する能力を身につけ、意欲的に学習することをめざします。また、学校だより等を通して、保護者に学校での読書活動の様子や、子どもたちの読書に関する情報を提供することにより、大人も含めた家庭における読書習慣の形成を促進します。

今後も図書館等との連携を進めるとともに、「子ども読書の日」「全校一斉の読書」「校内読書週間」「ビブリオバトル」等の取組みを通して、読書習慣の確立に努めます。

②施設、設備および蔵書の充実と環境整備の推進

学校図書館が「読書センター」「学習情報センター」としての機能を十分に発揮できるよう、図書室のレイアウトの工夫や、書架等必要備品の整備、学校図書館資料の適切な選書を行う等、環境整備に努めます。

また、子どもたちが日々の生活の中で読書を楽しむことのできる学校図書館となるよう、保護者・地域ボランティアと連携しながら、さらに使いやすい環境整備に努めます。

③人材の充実

蔵書の選定、整理整頓や利用の促進、子どもたちへの助言や資料の紹介、学校図書館の雰囲気づくり等、読書活動を推進するため、司書教諭等を対象とした学校図書館の運営や読書指導に関わる研修会を実施し、学校司書や図書館との連携を進め、司書教諭をはじめとする学校図書館関係者の専門性の向上と意識の高揚を図ります。

学校図書館の充実を図るために、地域やPTAの読書ボランティア等との連携を一層進め、さらに学校図書館ボランティアを養成するため、ボランティア対象の「読み聞かせ」や「図書の整理・修繕」研修会等を継続して実施します。

さらには、司書教諭・学校司書・サポーター・ボランティアが連携しあって学校図書館の運営にあたるための時間を確保できるようにします。

- ※1 「ビブリオバトル」 数人の競技者が、自分の好きな本を持ち寄り、その魅力を決められた時間で紹介し、聞き手が最も読みたい本を選ぶ、ゲーム形式の書評発表会
- ※2 「司書教諭」 教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行う等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う
- ※3 「ICT」 Information and communication technology の略で、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報通信技術を表す言葉
- ※4 「読書センター」 日々の生活の中で児童生徒が自由に読書を楽しむ場であり、また、豊かな感性や情操を育む読書指導の場として機能すること
- ※5 「学習情報センター」 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、必要な情報の収集・選択・活用できる場として機能を果たすこと

(2) 保育所、幼稚園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

乳幼児期にとって、本に親しみ、楽しさを感じる経験は、その後の読書活動の基礎となります。このことから、保育所や幼稚園では、発達の段階によって、子どもたちの興味関心を高めるため、絵本・紙芝居・童話等により定期的に絵本の読み聞かせの時間を設ける他、保護者や読書ボランティアと連携したおはなし会や、絵本の貸出しを行う等、家族で絵本に親しむ機会を設けています。

あわせて、いくつかの園では図書館に出向き絵本に親しんだり、移動図書館車で本を借る等、図書館と連携・協力を図り絵本に親しむ環境づくりに努めていますが、絵本室を、PTA活動や会議室等と兼ねて活用しているところもあり、子どもたちが見たいときに絵本室を利用できない現状が見られるところから、読書環境の充実のための工夫が必要です。

また、教員や保育士等に対して子どもの読書活動への理解の向上を図るとともに、保護者に対し読み聞かせや読書等の大切さや意義を広く啓発する必要があります。



《読書ボランティアや保育士による読み聞かせ会》

【今後の取組み】

①資料・設備の整備・充実

図書館に出向き、おはなし会に参加したり絵本に親しんだり、子どもたちが本に親しめるよう、興味・関心や発達段階に応じた本の整備等の環境づくりに努めます。

②保護者との連携・読書活動の大切さの啓発

貸出しに際して読書カードを作り、読み聞かせ時の感想や子どもの様子を保護者に記入してもらう等、読書に関わって子どもの育ちを共有できるよう努めます。

また、保護者によるおはなし会や、地域のボランティアによるおはなし会等、さまざまな人からの読み聞かせを通して、絵本や紙芝居等お話を親しむ機会を設けます。

③教員、保育士等の理解および技能の向上

読書環境をより充実させていくため研修会等による資質・技能の向上を図ります。

(3) 配慮を必要とする子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

読書活動は、心身の発達に深く関わります。読書は、障害のある子どもや外国籍児童にとって、個々の課題の解決や成長を促すために大きな影響を与える有効な手段の一つです。このことから、配慮を必要とする子どもたちの、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな対応がより大切です。

学校では、児童生徒一人ひとりの状態や発達段階、興味・関心に合わせた読書活動を行うようにしています。さらに、児童生徒の実態が多様化しており、より実態に即した図書の提供が求められており、点字本や大型絵本、布の絵本、紙芝居、パネルシアターを活用する等の創意工夫が一層求められています。

たとえば、朝の読書活動や国語科等の学習の一部を活用して、本に親しむ時間を意図的に取り入れ、紙芝居・絵本等いろいろな本に親しむ機会を設定したり、保護者・地域ボランティアの協力を得たり、あらゆる機会をとらえ個々に応じた読書活動が展開されるよう工夫しています。

また、子どもたちにとって本が身近なものとなるよう、幅広い種類の図書の充実や絵本室以外の教室、廊下等に読書コーナーを設ける等、読書環境にも工夫しています。

一方で、個々の希望に応じた本の選書や、教職員が与えたい本に関心を向かせることが難しい現実があります。

それらを解決するには、図書館や学校司書と連携し、興味がわく内容の本を身近なところに用意するとともに、また読み聞かせの際の技能等、職員の指導力の向上を図る必要があります。

【今後の取組み】

①ボランティアの育成

ボランティアの協力を得て、保護者への啓発を兼ねて読み聞かせを実施します。

②学習や行事との関連性

読書活動を他の学習や行事と関連性を持たせることで、より発展した活動を展開し、子どもたちの意欲や目的意識を向上させます。さらには、読書の楽しさと出会い、読書習慣を育てていくために、教育活動の中で一人ひとりに合った豊かな読書活動が体験できるように働きかけます。

③ネットワークの整備

ボランティア組織等のネットワークを整備し、情報を発信します。一人ひとりの子どもの豊かな読書活動のために、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら進めていきます。

④国際理解の視点

外国文化にかかわって、日本語を中心とした読書環境だけでなく、国際理解の視点も含め、誰にでもわかりやすい読書環境を提供できるよう資料の収集に努めます。

第5章 啓発広報等の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動の推進のため、読書活動の意義や重要性を、子どもだけでなく保護者や、周囲の大人等への理解と関心が深められるような取組み・啓発が必要です。

このことから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、子どもの読書活動について、広く関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動への意欲を高めることを目的とし、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めています。本市においても、図書館や学校等において「おはなし会」や読書啓発事業を実施しています。

また、子どもが積極的に読書活動への意欲を高めるために、読書に関する多彩な情報を子どもに発信するとともに、読書活動が持つ意義や重要性について、広く市民にも関心を高めてもらい理解を得る必要があります。本市では、学校や図書館等において推薦図書や児童図書関連事業の情報提供を行っていますが、さらに市の広報紙やホームページ等の媒体を使って、さまざまな施設や団体等が実施している取組みに関する情報を収集し提供する等、今後さらに啓発広報を推進する必要があります。

今後も、国、県、関係機関、関係団体との連携を図り、子どもたちが読書の楽しみを見つけ、関心が持てるような環境づくりを推進するとともに、家庭をはじめ、地域社会全体で読書活動への取組みの気運が高まるよう、効果的な啓発・広報活動を展開する必要があります。

【今後の取組み】

①「子ども読書の日」等における啓発広報の推進

- ・市ホームページやポスター等により、「子ども読書の日」等の周知に努めます。
- ・市関係部署において「子ども読書の日」等の趣旨にふさわしい事業を行います。

②各種情報の収集、提供

- ・市や図書館、学校等のホームページを活用し、子どもの読書活動に関するさまざまな情報の収集・活動を推進します。
- ・啓発広報紙を作成、配布し、保護者の関心と理解を深めます。

③優れた取組みに対する表彰

優れた取組みをする学校、団体、個人等に、国等の表彰制度を活用して、積極的に推薦し、取組みを奨励するとともに関係者の意欲を高めます。また、啓発に取組み、広く市民や関係機関に周知することで、子どもの読書活動の推進に努めます。



《小学校・図書館における「子ども読書の日」に実施されたおはなし会》

第6章 推進体制の整備

【現状と課題】

子どもたちの読書活動の推進にあたっては、学校や図書館等の市関係部署や読書ボランティア、県・他市町等との連携・協力をさらに深めることが不可欠となっています。

本市では、家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進するため、「読書大好き草津の子ども」推進事業に取組んでいます。また、市関係部署が密接に連携するため「草津市子ども読書活動推進協議会」において、施策の進捗状況の把握と確認・評価を行うとともに、効果的な子ども読書活動の推進につなげていく必要があります。

【今後の取組み】

①子どもの読書活動を支援する読書ボランティア育成機能の整備

子どもの読書活動を推進するため読書ボランティアの育成に努め、それらが機能的に活動できるよう整備を進めます。

②「読書大好き草津の子ども」推進事業の推進

本事業の推進により、家庭、地域、学校、図書館等において幅広い取組みで、子どもの読書の質量とともに充実を図ります。

③草津市子ども読書活動推進協議会等の開催

市関係部署による連絡調整会議である「草津市子ども読書活動推進協議会」において、密接な連携を図り、施策の進捗状況の把握と確認・評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討・見直しを行います。

第7章 指標の設定

この計画では、子ども読書活動推進計画の推進状況を評価、確認できる指標を使って、以下のとおり、数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握等によって、この計画の進行管理を行っていきます。

指標名		現状	目標
1	草津市内の児童生徒が1ヵ月に読んだ書籍の平均冊数	小学校 13.1冊 [H26]	13.5冊
		中学校 3.9冊 [H26]	4.2冊
2	1ヵ月に書籍を読まなかった児童生徒の割合	小学校 0.5% [H26]	0.4%
		中学校 9.6% [H26]	8.0%
3	読書が好きな子どもの割合	小学校 72.5% [H26]	74.0%
		中学校 56.7% [H26]	69.5%
4	市民1人が市立図書館で年間に借りている図書冊数	10.0冊 [H25]	11.0冊
5	児童図書の市立図書館での年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	22.1冊 [H25]	23.1冊
6	児童図書の市立図書館での蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	7.1冊 [H25]	7.6冊
7	子どもと本をつなぐ図書館事業の参加人数	4,620人 [H25]	5,000人

《参考》

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
続群書類從等書籍	1式	173,520	173,520	大津市南郷四丁目14-28 中森 洋	平成27年 3月12日	草津市立草津宿 街道交流館
小計			173,520			
耕耘機	1	73,800	73,800	大津市浜町1-38	平成27年	志津小学校
電気ポット	1	5,824	5,824	株式会社 滋賀銀行	2月24日	
台車	1	15,048	15,048			
脚立	1	14,800	14,800			
アルミ踏台	1	2,580	2,580			
整備工具セット	1	9,800	9,800			
スチームクリーナー	1	17,800	17,800			
業務用掃除機	1	8,381	8,381			
消費税			11,842			
小計			159,875			
テント脚用おもり けん玉	20 150	18,360	367,200 145,000	草津市青地町827 志津地区教育振興会	平成27年 3月2日	
小計			512,200			
デジタルハイビジョン液晶テレビ デジタルテレビ専用台	1 1	101,171 90,300	101,171 90,300	草津市若草2丁目16の2 平成26年度卒業生一同	平成27年 3月19日	志津南小学校
小計			191,471			
プロジェクター	1	99,360	99,360	大津市浜町1-38 株式会社 滋賀銀行	平成27年 2月18日	草津小学校
小計			99,360			
ソフトバレーボール ソフトバレーボール	6 6		8,199 5,450	草津市矢倉二丁目5-50 H26年度矢倉小学校卒業生	平成27年 3月19日	矢倉小学校
小計			13,649			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
子ども用サンダル	20	700	14,000	草津市矢倉二丁目5-50	平成27年 3月19日	矢倉小学校
競技用けん玉	20	900	18,000	矢倉小学校PTA		
サッカーゴールネット	2	14,256	28,512			
フィットネスロープ	30	350	10,500			
茶筅	4	2,000	8,000			
コードレスアイロン	30		30,972			
小計			109,984			
ヒーター	1	236,100	236,100	草津市野路九丁目6-12 玉川小学校教育振興会	平成27年 3月1日	玉川小学校
小計			236,100			
赤外線暖房機	2	250,000	500,000	草津市笠山一丁目1番47号	平成27年 2月18日	南笠東小学校
収納カバー兼用ミラーシート	2	12,500	25,000	南笠東学区自治連合会		
小計			525,000			
ネイチャースコープ	4	35,000	140,000	草津市野路一丁目8番18号 公益財団法人深尾理工教育振興財団	平成27年 7月25日	笠縫小学校
小計			140,000			
ウォータークーラー	1	170,000	170,000	草津市追分七丁目6番1号	平成27年 3月14日	高穂中学校
大型扇風機	2	33,000	66,000	高穂中学校3年生PTA		
小計			236,000			
折りたたみ椅子	75		199,260	草津市草津二丁目16番8号 草津中学校PTA	平成27年 3月12日	草津中学校
小計			199,260			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
男子ゆかた	20	7,580	151,600	大津市大門通3-24 和装教育国民推進会議滋賀県支部 山田直一	平成27年 3月17日	玉川中学校
女子ゆかた	20	7,660	153,200			
小計			304,800			
ウォーターサーバー	1		225,000	草津市新堂町111番地 新堂中学校PTA 平成26年度卒業生一同	平成27年 3月14日	新堂中学校
小計			225,000			
ダブルダッチ用ビートロープ	2	3,001.5	6,003			
小計			6,003	草津市草津三丁目13-10 草津市立中央幼稚園PTA 代表 宇野圭子	平成27年 3月10日	中央幼稚園
掛時計	1	30,000	30,000			
小計			30,000			
印刷機	1	12,000	12,000	草津市矢倉二丁目5-21 草津市立矢倉幼稚園PTA 会長 時本美重子	平成27年 2月26日	矢倉幼稚園
ラミネーター	1	19,081	19,081			
小計			31,081			
ラジカセ	4	6,600	26,400	草津市野路九丁目6-63 草津市立玉川幼稚園PTA 浅野敬子	平成27年 2月10日	玉川幼稚園
ラジカセ	1	18,700	18,700			
体温計	4	1,213.75	4,855			
小計			49,955			
プレイバルーン	1	70,000	70,000	草津市南山田町672-2 草津市立山田幼稚園PTA PTA会長 角谷美代子	平成27年 2月20日	山田幼稚園
マイクスタンド	1	8,532	8,532			
プリンター	1	13,924	13,924			
小計			92,456		平成27年 3月12日	

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
八角ジム	1	80,000	80,000	草津市上笠一丁目6-1	平成27年	笠縫幼稚園
跳び箱	1	60,000	60,000	草津市立笠縫幼稚園PTA 会長 板倉妙子	3月12日	
小計			140,000			
八角ジム	1	80,000	80,000	草津市上笠一丁目18-33 笠縫学区 自治連合会	平成27年	笠縫幼稚園
小計			80,000	会長 松村幸子	3月12日	
からくり時計	1	21,600	21,600	草津市平井三丁目8-2 草津市立笠縫東幼稚園PTA 藤生貴子	平成27年 3月18日	笠縫東幼稚園
小計			21,600			
ドミノゲーム(積み木)	1	14,800	14,800	草津市志那中町278 草津市立常盤幼稚園PTA 会長 片岡知子	平成27年 2月26日	常盤幼稚園
小計			14,800			
合計			3,592,114			